平成２５年（フ）第１０８号
沖縄県うるま市石川白浜１丁目５番53号
債務者　仲程　一雄
1　決定年月日時　平成25年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　古堅　　豊
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月３日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成25年12月３日まで
那覇地方裁判所沖縄支部
平成２４年（フ）第２８９号
三重県四日市市ときわ３丁目６番８号、住民票上の住所三重県鈴鹿市南若松町131番地
債務者　江島建装こと都築工業こと　都築　正幸
1　決定年月日時　平成25年８月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本　伊仁
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月19日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成25年12月５日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第４９９号
京都市山科区小野西浦38番地11　コーポオジカⅡ
債務者　下舞　　眞
1　決定年月日時　平成25年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月29日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係
平成２５年（フ）第８３０号
京都府木津川市兜台４丁目12番地17　クレールかぶと台202号
債務者　松田しのぶ
1　決定年月日時　平成25年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月29日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係
平成２５年（フ）第９５号
宮城県遠田郡涌谷町字渋江21番地３
債務者　吉田　　稔
1　決定年月日時　平成25年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月30日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係
平成２５年（フ）第９６号
宮城県遠田郡涌谷町字渋江21番地３
債務者　吉田　莞子
1　決定年月日時　平成25年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月30日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係
平成２５年（フ）第９０号
福島県郡山市富田町字天神林11番地の28
債務者　關　ひとみ
1　決定年月日時　平成25年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月30日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係
平成２５年（フ）第１２８号
富山県中新川郡上市町下経田248番地
債務者　島田真由美
1　決定年月日時　平成25年８月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月30日まで
富山地方裁判所民事部
平成２５年（フ）第２０４号
福井市運動公園４丁目1002番地
債務者　かすたねっとこと　松田　和枝
1　決定年月日時　平成25年８月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月30日まで
福井地方裁判所民事部破産係
平成２５年（フ）第２０５号
福井市南楢原町第20号15番地５　１号302
債務者　山出　孝義
1　決定年月日時　平成25年８月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月30日まで
福井地方裁判所民事部破産係
平成２５年（フ）第２０６号
福井市南楢原町第20号15番地５　１号302
債務者　山出　静枝
1　決定年月日時　平成25年８月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月30日まで
福井地方裁判所民事部破産係
平成２５年（フ）第６０号
徳島県阿波市阿波町王地292番地２
債務者　竹内　拓也
1　決定年月日時　平成25年８月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月30日まで
徳島地方裁判所民事部
平成２５年（フ）第３６号
兵庫県たつの市龍野町北龍野13番地１
債務者　伊藤商会こと　伊藤　賢三
1　決定年月日時　平成25年８月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月31日まで
神戸地方裁判所龍野支部
平成２５年（フ）第１８号
島根県益田市土田町419番地１
債務者　近藤亮磨こと　權　　亮磨
1　決定年月日時　平成25年８月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月31日まで
松江地方裁判所益田支部
平成２５年（フ）第５５１号
神戸市灘区城内通４丁目７番５号　立花マンション303号
債務者　居駒　宏子
1　決定年月日時　平成25年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月１日まで
神戸地方裁判所第３民事部
平成２５年（フ）第５５３号
神戸市北区菖蒲が丘３丁目15番地の12
債務者　土田　良一
1　決定年月日時　平成25年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月１日まで
神戸地方裁判所第３民事部
平成２５年（フ）第５５９号
神戸市長田区宮川町９丁目４番12号　宮川文化202号、従前の住所神戸市垂水区塩屋北町４丁目14番２号
債務者　双子ノリマキこと宮こと中川奇子こと　徐　　奇子
1　決定年月日時　平成25年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月１日まで
神戸地方裁判所第３民事部